

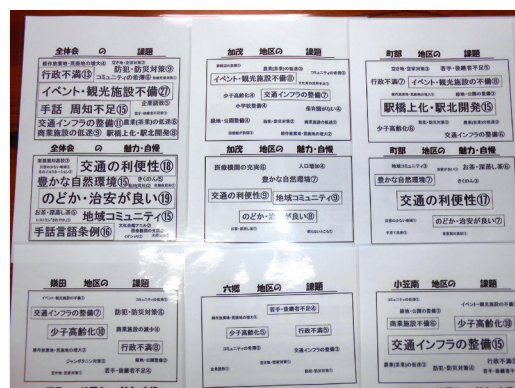
議会報告会での各地区の意見を 地区センターで閲覧できます

平成30年度の議会報告会『議

会ふれあいミーティング「語ら
ざあ』では、参加者の皆さま
にそれぞれの地区の「魅力・自
慢」と「課題」について、付箋
に記入していただきました。

「魅力・自慢」については、他
地区ではあまり知られていない
ものや注目されていないものな
どを、「課題」については、議
会や行政が実施すべきもの、住
民の皆さんでしかできないもの、
さまざまな集団が協働して取り
組むものなどについて、数多く
のご意見をいただきましたので、
地区ごとおよび項目ごとに仕分
けをしてまとめました。

まとめた資料は、全会場分を
各地区センターへ配架しますの
で、各地区において、他地区と
比較するなどして、自治会活動
やコミュニティ協議会活動など、
あらゆる場面でご利用いただけ
れば幸いです。



各地区のまとめ

市議会においても、委員会の
調査活動などへ活用させていた
できます。

なお、付箋の集計結果などに
つきましては、菊川市ホーム
ページの市議会ページ内にも掲
載しております。

ご覧いただいたご感想やご意
見などがありましたら、ご連絡
ください。(P. 11下欄参考)

議会豆知識

「討論と議論の違い」

議会の最も大切な仕事とし
て、議案の審議があります。
審議までの大まかな流れは、
市長が議案を上げし、提案理
由の説明をした後、議員の質
問に市長が答える質疑・答弁
を経て、議員が賛成、反対の
意思表示(討論)をして、最
後に可否を決める採決となり
ます。

市議会での討論とは、お互
いに議論を交わし合うことで
はなく、賛否の理由を述べる
ことにより、自分の意見に賛
成・同調することを他の議員
に求めることです。議案に対
して賛成か反対か、自分の意
見を表明することが討論です。
従って、議事手続きにおける
討論については、一部賛成、

一部反対の発言は認められて
いません。また、反対意見が
ない場合、賛成のみの討論は、
菊川市議会では省略していま
す。議事日程に記載した案件
について討論しようとする議
員は、反対または賛成の旨を
明らかにして通告をしなければ
ならないことになっています。
討論と議論の違いは、ひと
つのテーマに対して、「反対、
賛成」に分かれ意見を戦わせ
ることが討論、全員で意見を
出し合い、相手の意見に対し
て思う事を述べ合い、最終的
に、全員が納得するような結
論を導き出すことが議論であ
り、討論と議論は異なるもの
です。

